

神奈川県立女性相談所条例施行規則の一部を改正する 規則について

1. 概要

- 令和4年5月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、新法という。）」が成立し、令和6年4月1日から施行される。
それに伴い、県が実施する女性支援の根拠法が「売春防止法」から「新法」に変更される。
- 新法（令和4年5月25日公布）では、これまでの売春防止法に基づく支援機関である「婦人相談所」、「婦人相談員」、「婦人保護施設」の名称及び役割が変更される。
- このことに伴い、本県における婦人相談所（＝「県立女性相談所」）、婦人相談員（＝「女性相談員」）、婦人保護施設（＝「神奈川県女性保護施設さつき寮」）に関する条例及び規則に関して、所要の改正を行う。

2. 主な改正内容

①根拠法令の引用変更に伴うもの

- ・売春防止法 → 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

②所属名、呼称名の変更に伴うもの

- ・神奈川県立女性相談所 → 神奈川県立女性相談支援センター

③理念の変更（保護更正から女性福祉へ）に伴うもの

- ・要保護女子 → 困難な問題を抱える女性
- ・指導 → 支援 など

3. 施行日

令和6年4月1日